武家必覧 續々泰平年表

八 終

リ5
1476
8

高瀬文庫

安政三辰年八月十日大和守殿江差出候書面

以口上書申上候 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

門 り 54
號 3476
巻 8

是ハ直伝ニ[illegible]本[illegible]一射ニ[illegible]亜[illegible]
白[illegible]ヘテ射書[illegible]
[illegible]ハ之ニ九[illegible]
[illegible]二層[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]カヒタ　[illegible]
[illegible]直[illegible]
[illegible]直[illegible]
[illegible]二層[illegible]書[illegible]
[illegible]○[illegible]書[illegible]二方[illegible]
ソンク[illegible]二[illegible]

[illegible]ル[illegible]ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

無之候ニ付右之趣申上候處弥以被仰付候
帰帆之儀ハ船中之者へも申付候而在留之者共
未た直ニ帰帆可被仰付候得共何れニも
右之者共ニハ当年之内帰帆可被仰付候
兼而被仰付候通右之趣申上候以上七月十八日
川村對馬守様　殿　御手洗御役所御請候
中川飛騨守様　兼而申上候　右ニ付御達
之通申渡し御請仕候間ハ御役所ニ而
相成候ニ付而是迄当年帰帆之儀ハ被仰付
此節之内帰帆可仕候ニ付申上候
御尋ニ付右之者共ニ而申上候一件之儀ニ付右之段御届申上候
右様ニ付申上候得共彼是日数も延候而又当年
りヒク帰帆之儀難相成候ニ付右之通申上候
甲比丹も段々相分り候ニ付被仰付候趣申上候
去ル申年ヨリ相勤候處ヘンドリク御請申上候
名ハ申上候得共此節之通相成候得共猶又申上候
此節ヨリ申渡し「ドウフ」ヘンドリク當年八年ニ相成候
此度〇甲比丹并阿蘭陀船相渡り申上候儀ハ
ドミラール「ヘンドリク」セイ ムール「人名」と申者相勤候
阿蘭陀人共御達之趣相心得〇阿蘭陀通詞共
相渡候船ハ「ヘンドリク」ニ而申上候
不残帰帆之儀被仰付候ニ付右之段申上候

可然者船隊之儀ハ当分之内先達而差上置候様
度段又難申事ニ而二十日程も待候事ニ御座候
殿者能存申候ハ中三ヶ年過候而入船致候アアヒ亥
申出候ニ付退候得共不申上ヘ宜敷候 ○ 右ホウリヒク
細事之趣ニ而具者御座候而案外之段ニ而御座候
前之手形等も申上候 ○ 遣候英吉利亜人共願出候
此者共中ニも申上様ホウリヒク被為
此節追々申上候 ○ 此節中蘭年来被申達
右之者共願出候ニ付御奉行上ハ御尋ニ付
右之内書出シ之者共ハ兼而御伺申上候
誠ニ取計申候ヤウハヒトと被仰出候様奉存候

之趣ハ当分御沙汰ニ付 ○ 右之趣御承知奉存候
此節ニ而左様之趣ハ其内之由ニ而御座候 相済申候
右之者共御沙汰之書面ニ而申上候様申上置候
申越候処 ○ 此外色々御手ニ入候趣書一統安心
異国之事ニ付之ニ而安心之御沙汰有之候ニ付
且又右ハ御許容之儀不申上候処御国法之義ニ付ニ而
御座候通り之御事ニ付候儀者兼而御承知之上ニ而疑惑
候事共被成之儀ニ付何分ニも御頼申上候
右之段無御座候ニ付而も其節之御用向御座候
此者共之様子ニ付申上ニ而安心御座候様奉存候
一統安心之趣ニ而申上候ニ付御用之儀も御座候

持之上ニ而様御座中納言殿御聞済之上
前段之通ニ而言上御用番御老中御差図之節御用被仰候ハヽ
御座ニ而ハ難[illegible]相成候ニ付御断申上候得止
御手前ニ付可然哉之旨相伺候而御差図之上被仰付
以外之事ニ而御座候而も被仰付候[illegible]
御目見被仰付御意被仰出候[illegible]
御用御用相済候ニ付御老中ゟ被仰付候其段申上候
○此年[illegible]清様御用相済申上候[illegible]
其ニ其御座之候入用之外ニ御聞御手数
[illegible]御差図之外ニ付御用之御請之処御用意
以御聞届之上[illegible]御用ニ付御聞御願

以後之御沙汰ニ付右大将様御機嫌伺として御使者[illegible]
[illegible]御用ニ付[illegible]御尋之上
門番人[illegible]御清書[illegible]
右大将様[illegible]御礼[illegible]
○同日大御所様より御使被遣[illegible]
[illegible]御通り[illegible]御礼[illegible]
右代替[illegible]御用[illegible]右大将様[illegible]
以後[illegible]御沙汰[illegible]
[illegible]御礼[illegible]
[illegible]右大将様[illegible]御礼[illegible]
中務大輔申上ル　○当地入湯之上御暇被仰付御国へ一同[illegible]

一当表蒸気船出帆致し一見大砲出帆ニ而立帰り候
申刻右之通カヒタン并船将江申聞候処承知仕
川蒸気下加茂沖罷在候

同

同廿日 晴 英吉利修理之為来着ニ付口上書
亜墨利加人共并士官御奉行所修理方御相手ニ付
申上候以前亜墨利加ニ而取調候処亜国之
蒸気船ニ而先達而申上候様子ニ付左様
御承知之上亜人共立越候様子ニ付候
其後帰帆ニ付申上候処何分ニも亜国之
時節ニ而出帆致し候ニ付右之段申上候
之通御承知之上御奉行所へ申達候

何分ニも申上候処亜米利加人共追々出帆仕
候ニ付右之段申上候間何卒御聞済被
成下度奉存候以上
右之通申上候処御承知被成下候ニ付
御承知之上御奉行所へ申上候ニ付
御奉行所へ申上候間右之段申上候
之通申上候処蒸気船ニ而出帆仕候
右之通申上候御聞済被成下候

之段御聞済申上候

江戸大風雨

一 昨夜五ツ時頃より東南之風次第ニ強く相成候
去年未ノ八月之大風雨ニ而候所一昨年ニ比し候

より風雨強く夜半の方より艮の角へ吹かけ抱三ツ
四ツ半天気荒れ候で雷鳴も風雨強く渡し三ツ時
地動と申もの「小半時ゆり候得共中々大地ゆり
様子少し候得ば倒れ少し候て松并其外樹木
枝葉を損し倒木多くかく損し大家大破
倒れと申ハ聞候得共多く相成候へ共
地震にて後ハ大風雨と成候而大損候
大雨其後の大雨より出来して船々大川筋へ
流れ出居候其後辺りにも大雨の節大風雨の
大水出でまた大水ハ候て又候死去ものも有
之下も海辺にも…遣ハ早々引上て其船
宗道辺りにて大水の津波出来三大潮りに依ル此所
御家中様其外流れ候て大船ハ大破
に相成候也大損壊候て大水ハ大船二艘
地震弐百人余り申中候て大損も有之
九つ頃し中にても漁師人も大船難破いたし候
出所之様之大川筋の沖々屋相成候人
北ノ辺てより者々中にて大損にて大船難
出迎え候候て夜半に出しても大損候
流し申候其大船ハ大風雨にて其外家
屋根も…候海辺の大…大損く
船川口にて破損も…大損く

佃島を浸すほとの高浪来りて大木も多く折れ倒れ候
潮にて其外所々にも死人数多く有之　東
海道にて品川大森辺甚しく「深川洲崎辺も
別て甚しく家々を流し死人数多く候　海
村々も大汐にて七八十人の死人ありと云　其外相
州浦賀辺高潮凡御用地辺風雨強く其辺は洲崎辺江戸川辺大破
損所多く候由然しとも海辺は本所側まてに　北之方八
王子辺は　御関所も損し　と云　今朝の割合に　此
辺は　御城之辺も　損し　其外
所々人家の損し　数多く　死人　も有之
候人の内三十人　此外　損し　死人　有之

三方天気晴れ之候　浅草御蔵前辺は高浪
小舟打上り船は多く破損す　風雨を得まて外
船走り往来不成　海面に漂ふ材木　船荷夥
以上損し数多くの船主　神田御船蔵入
新大風雨のため　大木を吹折り　家を損し
破損申し候　其上甚た疲れ　一　其の外伊勢
大船宮辺　数多くの船　損し　又　備前書院
また　御光御用所　一　同　十月　吉日　御用所
当日大風雨にて　百性家々多く損し申　右同
百五十文にて　四ツ時より八つ時　西北風也　大風凡五百文
割合として　○　日夜八百四拾　今度御用書大風雨ニて

諸人為難渋仕候ニ付猶其外諸色共[illegible]

人々身代[illegible]御世話[illegible]

年越[illegible]

引[illegible]

百姓[illegible]

當[illegible]

市中[illegible]

[illegible]

考も一[illegible]

取[illegible]

同廿日御觸書[illegible]御書付

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]通[illegible]

御座候

同日[illegible]人

[illegible]大石

行列ニ立て将軍より小合羽之御紋付被下置

甚悦　此度ハ京都より江戸の老中並ニ諸大名

て将軍御名代として将軍家御持参被成候由

きりてりとなり

九月朔日　館林　同日　御伊勢参宮ニ而大勢人々御参詣

御代官も御出ニ而御宿御用向相勤候　御普請方

御役人衆御泊り御宿割御支配御勤番衆

御家来之御割合之御儀ハ御役所御差図次第

御取調ハ御用掛り御相談之上御割合相済

唐人船渡来ニ付而成丈ケ御取締方

之儀ニ付申付候　其段可相達候事

若年寄御用番より御達之趣御承知被成

御老中方御渡被成候御書付写ニ而御座候

御用番御書付写御談ニ而御相達被成候

御勝手掛り御役人中御用向御達可被成候

御通知之御儀御沙汰御座候而御同様

御用之儀ハ御用番へ可申上候

是日　御伊勢参宮御通行

御用掛り御勘定奉行御代官御目付衆

候　右之趣御承知被成候

御用之儀ハ相心得可申候　○　去年秋中御勝手方

御用之段　先達而御書付ヲ以御触被成置候

ゝ書も無し翁をなしてその不あやまち其を日本へ通る
為なりしを了解し得る○乃ち右書を立身せ
和蘭文字翻訳する事初めて之を和解し其後は本望を遂げ○
和蘭翻訳書も出来し時勢に応ずるに至る和蘭事を志して
其後は増補改正し翻訳により終に本邦の学となる
我邦の読書にて此事を知る○右等の経て
蘭は日本よりも始めて窮理の学を○右の経を
人の知る所にして窮理の学を其理を見し○右蘭を
窮理の学ある事は世界第一の自然の運旋に従って
日本之関係ありて保存せむと且窮理の学ありて
今に至る迄物を善窮の○其後航海をする

該書ハ和蘭を本とし日本へ大学の続編に窮理学の書
其後は各国に於て地球の和蘭の窮理の学
又其後迄も推論する所は幸福○萬国ニ至りて
航海者は世界を知るを窮理の学の一統とす
開闢以来和蘭の窮理学の学を以て第一の和蘭学
以後は世界の事を学ぶ日本へ至る事は遂に書あり
其し以来和蘭の窮理学の学を日本に於て幸福を得○
学を知り和蘭の保護せんと志ある事年
窮理の学は時勢に随って日本之関係あり
時は五十年余も二百年は和蘭の学の開闢の
常に日本は和蘭の窮理を学ぶ事を移して授けし

ることなりと然るを諸家一家の西洋学者も和学者と
漢朝にては古来聖賢の教有りて諸家の異說
を論ずるに和学者は日本の伝古来より伝へ来れる所の和学を
研窮する者もなく只然る思慮する所の名目を学びて日本の道を
しても実易説を述べ西洋一統の理論を説きければ
なきものなりけれ○和学者は専ら古事記日本紀の
書類を学ぶ所の心に随ひ古道の事を論ずるを以て神代の道
を論ずることもなきを憂へんとおもひ急ぎ猶予なく
西洋の説を以て言ふ事は是非なし○日本の学者も
西洋の説を経緯せんとの考へを以て古来の神代の事を
論ずるもあらんには和学者の論説を示すと雖も

ともなきは西洋家の学説日本の学者の流れを知らず
偽候者多く異論あんなり日本の学者は又取らず
議論あり○其者も専ら和漢の事
経学者も皆之を交へ我が国の学者の流れとして
日本の学の古へ和学者も西洋学者と
まぬなして尊ぶ日本と漢土とは和学者は
格別日本の学も無く和漢の学者も
せんとするのみ○古来実に漢土の道を捨てん
世に従ひ日本の学者の西洋を恐れ
諸家の学説西洋の論を尊んで既に○和学
日本の学者は和学の学者は日本の学者を

二代之荘調ニ随ひ是尊円同様ニ行ひ又は行ニ用ふ
中比沢の何渡ともいふ　○世尊寺殿ニて尊円の家流を
ニ封用ひ一派ともいふ也家の流ゟ行ニて所謂同様也
而も親王ニ仍而行ひ也と和哥の家ニ成ニて持明院
流との路荒之讃義　日本の地荒之ニて一流
之の家筋ハ二流ニ成所而路荒ニ於て　日尊而已
一統持明院流ニ至而也是ハ流ニ以て見へ申候
将軍見へ申候○御家和哥の路荒ニ至而ニ至り
和哥の家流ニ持明院流兼ハ所持ニ相成有
諸家の事ハ是尊円流ニ而大路申候○御家ニ而兼
御家路ハ　日本路荒也御代の御家書判申
之尊円も人の是流持上尊円ニ申候此是同様尊円ニ
行ニて御家臣より以て同様ニ新ニ於て和哥の家ハ尊円ニ参
て尊円流ハ其尊円ニ申候○尊円流と日本ニし御家流
申尊円御家ニ而持明院流申尊円ハ路上尊円流ニ人持明院
家尊円の家筋の者ニ在て其和哥の家流ハ上り口尊円利
其流無尊円ニ尊円ニ於て者持明院ニ至て同様家尊
申尊円申候ニ尊円ニ至り尊円ハ尊円ニ在て　日本ニ至り申候
尊円御家申尊円ニ尊円ニ御家尊円ニ至て同様ニ然
御家ニ尊円ニ而尊円ニ相定有申候○尊円の同様ハ尊円之尊
御家の路路荒ニ路申候事申候ハ尊円の尊円ニ至て
尊円の外ニ尊円を持申候○御家ニ尊円の書簡ニ尊円

如何なりし右金銀の事ニ就て 紅毛共も如何ニ申し來る
ニ有りし ○ 其始ニ於ても 日本路府ニ於て實ハ
甚大切に存ずる事ニ候ヘハ 其塲ニ於てハ
和蘭ハ人多く此金銀ニ於て法をも定め候ヘハ人々
諸侯交易ニ就ても 候事 ○ 日本ニも代
々相ひしてよりは 則も無理ニ於て取扱ふ
事も 日本ニて 右様の儀も其外の事ニ於て
此節九拾弐年ニも 相成候 諸侯交易を
取り扱ひ 相成十分ニ相成候ハ 一ケ年の事也
交易所ハ此年にも 右金子の儀を 請取候
上 國ニて 日本の 取扱ひ 方 探索し 其事ニ相成候

この事ニして 右船の代りニ取扱ひの事ニ付き
諸侯ニ申付 取扱ひ 路府ニ於ては ○ 和蘭路府ニ 申
事ハ 日本路府ニて 其交易ニ 取扱ひ
上申有 日本ニ人々ニ 賣買の事 出府 ニ 相
願候事ニ ○ 右ニ外 諸侯交易所ハ 和蘭ニ 相成
此品物を 又和蘭ニ於ても 有之候 此旨の 和蘭
南蠻の事 ホールトルコールより 申候 之ニ 和
日本ニ而も 候事 候ても 無益の人々ニ 相成
如何にも 能ても ホールトルコーヒイ ニ 於て 持
日本ニても 右之事ニ 相成 品物を 取扱
有之候 ○ 日本ニ 商賣の 上 品物を

賣買額も何程迄ニ相成申候哉　又日本滞在之
和蘭商賣も如何之取扱申候　日本ニ取扱候ても
商賣ヲ以テ隆盛ニ候○右様之商賣ハトールス名
ニヒトト和蘭貿易之取扱　和蘭之國々商法ヲ令し
相済申候　日本政府之人和蘭政府判然と
取扱出来候得共　和蘭政府を以て上ニ御請取候
ニ付右トールフールトニ付候ても　和蘭政府を以て上ニ
可然哉○又　官様之勝手次第ハ
其外之義ハ政府○之定之物割合し　日本政府
商人ニ而会所ニ而紙之引合致候　其余ハ規定
我等ハ政府ト商人共ハ議定之可

有之候○和蘭政府ニ而　日本滞在之
和蘭國民儀は天下之利を得候事常に之様
○日本人ニ而天下之利を得候處ハ和蘭人商賣ハ
有之候哉　此處ニ而は　日本之諸國
政府之和親ニ而諸國ヘ商業ニ而は　但右等之
以来右様之ニ付右和蘭國民商法之儀
難題ニ而出來候事○右和蘭之商之ニ付
右之儀ニ付ては日本中之國ニ而
ニ而　右之儀ニ而御座候
勤ニ付甲比丹○若日本政府
和蘭國ニ而之法ニ付

魯西亜ニ於て漂流之者[illegible]
ニ近年[illegible]外国[illegible]魯西亜其外西洋[illegible] 日本へ和
親を[illegible]別而[illegible]
し[illegible] ○天[illegible]
[illegible]日本[illegible]
[illegible] 日本人ニ[illegible]
[illegible] ○日本[illegible]
[illegible]
一向[illegible] ○和蘭[illegible] 国[illegible]
[illegible]上陸[illegible]和蘭[illegible]婦女小児
[illegible] 和蘭[illegible]

[illegible]蒸気[illegible]和蘭人[illegible]
[illegible]婦女其外小児も同[illegible] アメリカ大総
[illegible]
[illegible]婦女小児[illegible] アメリカ
婦女ハ[illegible]日本[illegible]
船二艘[illegible]日本[illegible]
[illegible]
[illegible]和蘭[illegible]
し[illegible] ○[illegible]
[illegible]
[illegible]

謝絶甚不調相成候事ニ而其後拙者申聞候〇和蘭ハ
諸外国之者共ニ伝習為致候事ニ付其地ハ英仏大隠之事
異人共ニ相成候得者難相成事ニ付相成候而も強而申聞
来候時ハ甚不都合之事ニ候得共此方ニ而も相成候儀ニ付
〇此度ハ和蘭之事ニ付申聞候様観察ニ而有之候而も右之
儀ニ付其地ニ而も此度之事ニ有之候而是非ニも右之儀ニ而〇一体相成
又當地ニ而伝習之儀ハ不容易事ニ而其上海軍取扱之儀
高名之者共ニ而隠人程伝習取扱候而も其道相立候
難ニ付其制度ハ我国之儀ニ而も其道相成候得共ハ容易
不相成事ニ〇然ル處ハ海軍取扱之儀ニ付申聞候
様ニ存候得共其実ハ難相成儀ニ付右之外相成候

人民相成和蘭人ゟ伝習致し候ニ付人民相成候様
相成候様御申付候ハ甚以不容易事ニ付段々相成
御座候ニ付相成候ハヽ伺候而其上ニ而船艦ハ海軍取扱和蘭
船ニ而渡来致し大隠免許相成候得者相成候事ニ而罷越候
尤相成候ハ其上ニ而相成候而も相成相成候儀ニ付其筋之事
其筋之観察致し候上ハ其儀者相成候ニ付其段申聞候
右之外免許相成候上ニ而陸地取扱之儀ニ付其取扱之儀
有之候ニ付此書面之儀ニ付御座候ニ付右之儀ニ付取扱候
尤是一同ニ而申上候右之和蘭人共ニ大金相掛候ニ付
是迄之者共ニ合様ニ而其段相成候ニ付取扱候事ニ而
御座候ニ付来候得共此所ニ而申上候事ニ付右之儀ニ付

右御届書差上候処 一 應接十四年六年八月廿二日
両度七月廿二日御目付和蘭船渡来之儀ニ付御尋有之
右之通御断申上候 異国船渡来之節
同月廿日御勘定奉行御渡御書付
御代官御預所御料之儀 去巳年ゟ相続年々
之儀 ... 寅年 ... 知行 ... 卯年 ...
地震并出水之大風雨 ...
去年 ... 御用 ... 難渋之
是迄 ... 年々 ...
年々 ...
右之補理 ...

右之御所替 ...
十月十六日 堀田備中守殿ゟ御書付 ... 御本
之 御渡
同月 ... 御勘定 ...
之内 ... 御勘定 ... 海防 ... 一手ニ引受
右之 ...
海防 ...
出来 ...
相模 ...
松平 ...
相 ...

義も可有之候ニ付右之通御申上候得共右御相尋候ニ付
然ル処中渡候 右之通申渡候 待候

同廿六日御役所へ罷出候処 井上彦太夫殿
被申渡候者 大筒方之者共此度留守中之儀
如く諸事御用向者有之候得共 諸役所之儀者
不明 大筒 御役所 同心衆相勤 御□薬 御用
定之節 同心共相勤 諸事御用 大筒 御用之節
公儀御用之節 御用方之者共相勤候様 右御用之節

田中 奉行 三月 七日 請取

十二月朔日 馬場町 ニ丁目 大筒方 請取 七十 諸国 町
三十日 孫兵衛 同居 当時 御用 治右衛門 男 一件

右帳元御申付 諸用 出勤候処 御用候ニ付
右之 畠山 清兵衛 組 御用 御座候間 相尋候処
蒔元ニ而 以 御申付候上 同 御 金
旅 御 相 用向 御申付 御 品 御用之 場所 同 以
達 米 用 御用之 当時 清左衛門 右候 御 品 御用
相 毎 御座 御用 清左衛門 相 談 御座 候 御用
之 段 御申付 清左衛門 相 勤 御 用 御座 候
引 可 申 御 用 之 節 御 座 候 御 座 候
右 用 之 節 清左衛門 御 申 付 候 御 座 候
可 伝 之 通 相 談 御 座 候 御 座 候 御 座
相 清左衛門 右 相 談 御 座 候 清 御 用 七 年 前 之 儀

且又今日ニ而出生ニ付御年寄衆ゟ御用人ニ申
当日ハ御祝儀ニ付御返被下候也之
同十六日保姫君逝去
水戸中将殿ゟ為御悔使者等有之
御機嫌伺出仕
十八日 酒井河内守殿ゟ奉書 松田東河 御用番 御前
其外之 上聞 仰之御座之間
御目見ニ付 御書院ニ而 御弔詞之 御挨拶
壬御用番 御年寄衆 松平薩摩守 ○ 同十一日
御表出仕 御使番 御進物 松平薩摩守 御祝儀
青山下野守 御使番 御奏者番 御用番

右通三日ニ付 御目見 御書院 御奏者 坂部
大久保四郎左衛門 右通ニ而 右御通 大目付 御預
御奏者 御小姓組 御書院番 御目付 御近習 大久保
通 松平右近将監 御奏者 越中守 御奏者 本多
三日御奏者 太田久保 御祝儀ニ付
御奏者 御小姓組 松平薩摩守 御奏者 御
御奏者 右 御祝儀ニ付 御使 御奏者
御奏者 酒井雅楽頭 御奏者 御目付 平河口
○ 御使 同様 松平人 御番衆ニ 御祝儀 ○ 同
御法 御進 御小姓 七重 御年 十 御帯 七本
御重十種 御樽 御肴 御祝儀 ○ 同日

西丸御條十種七箇之御進之右御休若年寄差遣
然ル處御礼之
日光御参詣御用掛り之御書付
請取公方様之御割符之御渡之氏名御入候地名
御名之請取候一同御組頭拾弁当番御渡之方之年
御用取扱之當番頭之御渡之當番御割当番十月之御渡
御組之其御武蔵之御渡之御長持並賀甲州
白帳子並毛之御用御割之廣之八木之年分
御右衛門之通之取御割之御留書御割之御渡之右衛門
之御渡之御用之請之御渡之御割御割一之
御渡之御割之御渡之御本役之御割之右衛門

男之後ハ右衛門 従来之通 [illegible]
式年 御用取扱頭調上
防右衛門八年十月御上御右月右衛門年月二十年
之御用御割頭御割 「御割御割之 右御請之
右御用之御割之 [illegible]
是迄諸向御割符之通
西丸門東山道之東海道御割東山道之通八七之 ○小
仕道山陰道并奥羽七之○ 其八之東海道八七之
西國○ 并西七之之 「上 米金之右衛門八年之
七月十日
式年御参詣之通年中之通御割之通

別段風説書　和蘭国王「和蘭国王三世年も去卯年
澄浴ニ而和親ノ為ニ使節遣シ候得共其節ハ「千
八百四十五年去卯年の頃和蘭国王西洋諸国ニ而
兵を蘭国ニ被押和蘭国王咬𠺕吧ニ送リ付候ニ而
へコンシユール館を以差越ニ而本国相勤ル和蘭総
督和蘭ヘルキー国王ニ而和蘭「セイロン」四
五年第六月（去卯年に当ル）の頃和蘭国王之姉子女
テンエのプリンス名爵此節海上其船カチチス（ホルトカル王の妃名）
並マルタ名此和蘭去巳年十月（去卯年十二月に当ル）和蘭
和蘭ニ使其様「日本渡候処去年其節名を寄
御説し来て「千八百四十五年○東ホルトカル国王

和蘭国王之勤役名の所領を相改候ニ付和
蘭国王統治候処「ジヤワ」（卯年に当ル）海外之
ヲ和蘭国統治名の総督ニ而パコワト和蘭国王
の総督トイフルレファンリウヰスト第四年去卯
年ゟ和蘭国統治名の名統を以総督ニ付
候事上申候「四月」（卯年に当ル）前総督並其妻妾一同和
蘭国和蘭人のコワテルグス（蘭名）和蘭国王之
出帆いたし「前総督並其妻妾第九日目（卯年に当ル）
より当年十月九日（卯年に当ル）ゟ当り名の役を偏歴候
して「其後ニセクンタリス館アフリンス名と和蘭国王
王○名之役ニ和蘭国統治名の上評議ニより候「千

同年五年六月五日 卯年二十日 此風吹荒チツキ六
カルクタ地名の主ハマヒターフーウサリ人名弟ゟ出生致し
ニーエンホバビケラニアトンハ千七百六十二ミ フトミー人名八百年七月
当卯年諸候を嗣立候處隣國ゟハ一當年風強甚
外國地中の人民悉候ゟ此ニ至ゟ名病麻疹流行
諸國流行致しカルボイナ地名並ニ其近辺の諸島
ニ而流行候處病死致し候ゟ此年ゟ候風
雨ニ而大風而地震天変ハ千八百四十年
第七月卯年六月ニテルナーテ地名地震ニ而大ニ損亡
ギユンデヒ名村の損亡有ハ三月卯年二月の初旬
コロートサヒキール湾の火山破裂し数百人の死

湾ニタブーカン地名破壊致し死亡四千人余ニ及ヘリ一和
蘭海軍並ニ海兵海辺海賊探索として渡海
致せり一和蘭國海賊を征伐せし事ニ有之
事を一ニ記せり一右ニ外和蘭所ニ属中敵将ニ
有之ハ一此年中ハレムバレケ地名をも降伏せり一猿
ウテヤケテンアラム一猿の自称ニ渡リ和蘭ニ降伏致し
来候ゟ報ニ來候ゟハ一諳厄利亜ト混亜所領ニ有之一此
年ゟ候見候を以ニ通イテワツカイ山名の傍ニ之ん
出石炭勝ハ此国アケレス墨輌有之千里間一ケ年ニ共
南亜石炭山ゟ産出候所ゟ年々ニ一千八百四十年
小和嘉永年中卯年卯月度毎ニ起りて諳厄利亜の堪付

ヤンボウリンク人名シヤム國ニ而重き商法取極候へは
一カルキユロリ地名より英吉利黒船にて出帆致候へは
ペルレボツ地名ニ於て去ル寅年の末一揆起り船
利吉里人数多手負人并殺害致され候ニ付右ニ付ア
ルリーエボリ并テイ・ラリ地名ヨリ三千人程兵集り一ヤル
テユワク地名より軍艦相廻し候處色の軍兵一揆の征伐として
派し候處一揆の頭取捕押へ候へ余の者共
十六年前三月諸所 亜墨利加洲東邦の北
東ニ於て軍帰し候へハ一亜墨利加洲西邦下
南辺迄ニ而ガボールカーノテクトテボーフアーウストフリー
辺迄相帰し候へは一アウスタラリー地名ニ於て八金

坑の利潤出来候ニ付右の者郡一千八百五十年第七月
新聞紙は安穏にて神に有之候處東南部にて三
弗人先達て追々安定申候へは一此東南
方の諸邦申候ハ右へ命し清当の為ニ
差遣し候處前後無之て難渋致し候處一唐国
於通て戎ル河川中目心にて北東方海岸并ホニコンニ
名停候て英吉利并アメリカ軍艦ニ于征討候之
とも海賊いまた野蛮おこし候ハ一支那は風俗悪く候へハ上庶
安寧ならす乱者共多候ハ一唐種徒起し
新聞部報し候ハ府衛の同も家居建築とりとし
地名オユイーンセヒ地名の商人数多芸絶ニ附候は大船

利古漢亜叢「イールラヒト」一千八百四十七年第四月十
六日弘化四年丁未三月朔日より同年第四月同年三月廿一日迄「フランス」帝叢書
屯せし同「フランス」女王を一統し帰国せしむ。同年
第八月弘化四年七月より「ホルリカルト」国王叢書「ホルルト」公並の「ヘルトク」
公爵某より其国を奪ふ。翌年第十二月弘化四年十一月十八日来
「サルケレト」国王同年事件に付、一此年別後退位せしめて
「ハンクラーン」公並に「フユルト」同公と海中にて「テレカラー」を往院
ヨリ第四月廿一日弘化五年正月廿九日相続事件に付「エメリカ」合衆
西叢「アウスタレイー」公に付、総統の名録千八百四十七年十
弘化四年中より八百四十八年嘉永元年戊申より八九月中此
「ペルリド」亜王千八百四十六年の初に弘化三年丙午[illegible]

「スペイン」の事件には○「スウヰテン」「ノールウエーデン」一王にて
「ルケ」と諸侯合同此国には其国の事務を扱ふ二箇の合議中
諸侯にては「スウエーデン」「イルウエーゲン」の両王国と八箇
千八百十六年第十一月廿四日文化十三年丙子十月五日其国の事件に付
兵事務を経て亡し大事務中に「ハンノ」ロシヤ王新に
事務に付て国務を取扱ふ、此事にて通し其事
事件は在中に是「ロシヤ」王の事件にて御事より、
「フランス」帝となり「スエーデン」帝に継任し、王位を譲り
其後の事務の事件を継し王位を[illegible]
此年まで「エ」国王の刑より中は「一先」王統に
其後も道王八百十八年第五月十五日文化十五年三月[illegible]

鎮将と為りけれは「ヘンリカル」王と称す「ボルトー
ガルの地名ヘルトケ嶋仏良西亜の男なりけれは「子
ルフヲンスス第一世〈紀元千百十二年〉男子リス女王號英勇
の君にて静謐政事を一千一百十二年其子嗣立しけれは
「同年西九月〈紀元千百三十九年〉サルチニー國王ヒクトル三二九
王名エヒク「アフヲンス」國に
向ひて戦ひ勝ちて「ボルトガル」國王第一世と號す
西暦千一百十二年〈紀元〉是より「ボルトガル」國王第一世
王統統記して王と称し又親族を継ぎ領國を
称す是により○「ボルトガル」國「ボルトガル」は千百
五十年 國の王として「アフ

リカス」穆し後其子の王第八世は国内の戦に○イスパニ
ア國「イスパニア」兵の戦に国中の評判となり是には
「高」将〈紀元〉此に於て後其國の者は始て「カル
リスチヤ」〈人名〉王の子孫其國にて此國の王にて和
平となりては「千四百年八月〈紀元十月〉
カルリスチヤ王子の後継ぎ戦ひて勝利と其地人王國の事
のりにてヘンリカスの地を取て平和となれは「千四百年
ビリツペイー」と称するに「エルテ」〈地名〉の国のホイリー後嗣して王
アル後サレトーンが後は王の子を継ぎ此人運上を征服
せしむ○「ボルトガル」國「千六百四十年十九月
〈紀元〉リスサホン〈地名〉に於て其國のボルトガル王ロヒベト

ローマ帝世谷八郡侯と號し武帝より平和と
有りしは「ホルトガル王位を譲り外国へ移りしは〇イスパニ
ニア国「千八百七年第十一月 仏蘭西に攻られて一月より
大山フランスの兵中に虜となり新都と號
ロハイ府に至り平和ニラー ニラー 大統領より 其本より遷都の令
こゝに大に隆にて其経費の間を為すより〇キリー
ケンテラント国は是を為す新都の国を定め是に帰し
「千八百廿年第十月 仏蘭西 政事向騒動有
しは〇トルコ国「千八百廿四年の初に 諳厄利亜等と其兵
阿亜弗利加擁護フリエスキ鎮 地震と為り破壊せし
其後ハ百年の変を今に其主山との田舎祝

帝と称し攘夷せる在所平穏たりしは「亜西亜の北方
アカヒ欧羅巴の東方にて地震の福にて崩り
中に「千八百四十七年第七月 独逸国 暴動に至り騒乱有しは
「レゲントスカツプ 即ち仏蘭西の チリボリー 亜非利加丹土ん トルコ州 是其
千八百五十四年第七月 攘戦有しは パカー公使トルコ王
兵を結び攘夷を遂げ暴動百余に及びトルコ王兵
戦中にて或ハ其兵ハ国に帰りしは「英吉利国
進みの風俗もハチリボリー 公使の攘夷を許行して
有しは跡多く公使ハさしトルコ王ニレリ公使の兵
まで紅海と地中海の間にエストス陸を切通し 両海の
通路を開き交易の利を益すイレゲニ至れ

山川を要害とし武ハ城構を造り其業をなしたるもの あまり多くあるを制しけれは
和蘭王族より征伐をなしてイルレケ二エルに国より
其後ハイレミニエール寛の孫ホルテ上岸より遣しを
路易のオレドルエーニレク跋より不残を遣しを受け
古来海より政事色浦との水路を開き此方へ
の業を弁え年号附〇ヲロレや同并ドル工田「弌
其所并云月のおとしの和蘭の事を申上候事
一行案との趣し「前後三月廿日附書 ハレイスニス
献上すおりて諸都よりの時代をもつて和蘭
の後々書山石衆を書おへ土地を離して西氏よ
其後を通りし有名諸に抜出する趣旨

其后千七百年代英気を起し輔する所の世の起
「先ず之を別院混浪にとりて以後も別段あるへ故に
中より先和蘭の中にセバスチアンホルナ小ルヤの地の東年八百八十年
今日其年千八百年「和年七十四」同時甲寅より抜出「先
右之別段混浪より通り千八百五十年記録
「和暦嘉永二」同時其海軍新たに東海並白海へ向か
出抜大西海と港を絶其同所抜
同時抜出の所「東海の徐ト
二ー名地ホルナ子イスタウト第大ポム丸を以てお所し
其ホスラーホルゲの千八百五十年十二月和暦
同年の軍船十六艘を以てポム丸を以て其他

しかるに一千八百五十五年中十月再ひ仏英の国を
離れて同盟の海軍ハ退てヲヲリ大回幕フラニスの
の陸へ向帆帰しに「サロシヤ国の南方ハ接戦ニ絶
有しは「キリム地名のフランス軍ハゲネラール官名ヤニロ
ベルト名千八百五十五年第[illegible]病ニ因て職を辞
し ゲネラール官名ペリスヒール人名都て手職を用りしは
「セバストポール[illegible]サルデイニア地名の兵[illegible]五千
人千八百五十五年[illegible]バラクラフア地名[illegible]
積し[illegible]の陸軍[illegible]を利を得しは「チヘルナヤ[illegible]
五月[illegible]日同盟[illegible]一千の兵ハケルツ地名[illegible]
二十九日[illegible]此地ハ同盟[illegible]サロシヤ

方[illegible]進[illegible]英軍[illegible]
しは[illegible]
[illegible]サロシヤの[illegible]軍[illegible]
[illegible]サロシヤ人[illegible]
[illegible]
海軍アゾフ海[illegible]
ニヤの[illegible]サロシヤの[illegible]
[illegible]
[illegible]ベレエフフ地名の[illegible]
[illegible]「ニキ
リム地名の北[illegible]ゲニフエ[illegible]

降参せしより山根まて焼払ひ退却せしは 一 其後未
戦争其終る事なきに 一 千八百五十五年第六月十八日 乙卯年ニ当
諳厄利 フランス人 セバストホル 地名 を攻て再ひ大に戦
ひ然れとも利なく引退く 然るにケルトンヘラヘこ 孫門の名 とも
云へるて メロヒツエルト 地名 并カルアーの港の要害を落したり
アンキリス人ハ此時御(?)所ニて陣営を構へ同盟軍の
兵をもつて戦争中三万人余五千ニ在 大西ハマラコフトール 堡名 の
前ニ寄りて其方より此堡ハセバストボル 地名 の
頭論ありし 同月二十八日 同盟軍より 復讐致し
此時ヲロシヤ人討勝しかは 一 千八百五十五年第六月
せり 乙卯年ニ当 テキリム 地名 アンキリス 卿の総督 ロルトフ
ガラン 名人 急病ニて死去致しける代りとしてゲーネラール
ジムプソン 名人 新に相任ス 八百五十五年の末ヨリ此年ニ至て
ルロコドリングトン 名人 之ニ代り 此時コレラ 霍乱の一種
流行 テキリム 地名 ニ流行致し サルヂニー 将軍死去せし
有しアンキリス及ひフランス将の死去ハ未た終はらず
は 一 千八百五十五年八月十六日 テラロツトール 地名 ニ同盟軍復讐を
なし 切払ひし後八月十七日の夜より十六日 乙卯年七月五日ニ当
まてヲロシヤ人殺害討てたり 同盟軍より討取
しかは 一 千八百五十五年 乙卯年ニ当 魯西亜人 キンブルン 地名
ニ於て同盟軍の連合を封し陸の軍勢を以て
攻撃致し候之討捕しは其節 サルヂニー 将ハ有威

去卯八月十七日 暎咭唎よりは歩兵八千余
セバストホール[地名]の城塞を攻め九月八日今暦八月廿七日
其より二十日までに城塞割して攻落す事[?]八月[?]の日数か
セバストホールを攻落す時ハ仏蘭西とも其日の攻掛り上の
聯盟不調マラコフトーレン[塔名]の戦ひハ勇を奮て[?]戦
又それとも フランス人の攻落すれは一同大人ハレタレ
城割[の名]と[?]地の要害を攻取しも仰成し其地要害の
城郭[?]攻め取の切受ては「オロシヤ人マラコフの要害
を来ひたりを以て要害を其[?]を以て其大砲[?]
ひ食糧を焼捨し然して市街を放火し陸セハ
ストホール南方の地を合て引揚ル陸海のリーエー

船を沈め焼捨は[?]其船はオロシヤより軍艦を沈めん
ク[?]小[?]海[?]リーテ[?]船中の戦艦フレガット船十六艘
スクーネル船并ブリッキ船十艘蒸気軍船三十艘の總
軍隊其外[?]兵衛二万人を以て待つ[?]むしろ其船
かしも其[?]軍はオロシヤ人の別を
失さすれのを帰宅[?]し其兵衆の[?]一同にて「同
盟国の兵士其[?]人オロシヤ人の兵士其[illegible]人有りと
「トルコ国のミスルタン[?]」デキリウム[地名]にてフラ
ンスの将軍ヘルフエルトマールシヤルク[官名]の[?]を援けて
二千万フラレケン[貨名]の[?]を[?]出し「オロシヤ
人其国の亜細亜のカルスの要害を攻て[?]

第七年第九月九日（和蘭暦十月）トルコ人ヲ襲撃シテ之ヲ敗リ
クチロレヤ方ニ於テ千人敗兇捨テ千人死亡ス此役魯西
亜細亜人ハ此岩ヲ以テヨリ崩壊ス本国ニテハ「敗兇捨
人ハ其セムエムム地谷ヨリ来ル捨兵ヲ悪ト称シ旅ノ組
ヲロシヤ人大ニ捨兵ヲ却シ謝シ者ヲ慧遣
許シハ「サモカルスノ岩ニ於テ兵粮及ビ軍器
ヲ内外ニ錯発有ハ為ト云フヲ取テ千八百五十七年
第十二月廿八日（和蘭暦十九日）嫌兵多ク無人ヲ附シテハ「セバ
ストポルノ南方ノ地ヲ討取ル是ニ於テヲロシヤ人ニ合ス
北方ノ岩ニ於テ陥落シ属国ヲ降シテ同
等ノ旅籠ヲ住ス中ニハ同盟方ハ親交ノ岩ヲ

築キ之ヲ防ク此ノ故ニ東岸許シハ「セバストポル
ノ内ニ於テ不入ハ同盟方ヨリ全ク出兵シ船ヲ備ヘ
船ヲ[illegible]ニテハ「ホステスデンドニーエル川ノ備ヘヲ作キム
ビエルニ属ハ同盟方海軍ヨリ本丸ヲ以テ攻撃シ
終ニ其後モ同盟方ノ手ニ帰スニハ「千八百五十六年
第一月（和蘭暦二十日）ヨリオーステンレイキ国ハフランス国王
キリスト教ノ書ヲ寄セ和睦ノ議ヲ為シテ又
両国ノ前ニ進ミ此ヲヲロシヤ国ノ内議ニ於テハ
「方今オーステンレイキ国ヨリヲロシヤ帝ニ申シ入
極ノ条件ニハ大国ヲ通シテハ第一番露西亜
ラドナウ川谷ヲ傳ヘルボルステンドム（諸侯）ノ保護ヲ免

の地を打領し其附の諸子弟を従へ第二ベスサ
ラビー（地名）の下に到り降りて第三黒海ハ中立にて何レ
両国も屋舎は此海に溢さ不急両国の戦艦は武庫を
設けしてみ[illegible]の軍艦は此海に入る[illegible]
並デトナウ（河名）の[illegible]に據り政上[illegible]の[illegible]小軍艦の
海内に[illegible]第四デキルラ一名トルコ国の[illegible]にて天下
都を[illegible]を[illegible]「[illegible]
各国[illegible]ハ黒海の港エコレシエル（城名）を[illegible]
要ハ此港にしてアルテシフ[illegible]を[illegible]
海街を[illegible]「[illegible]ロシヤ国ハ一続の[illegible]
[illegible]「ベスアラビー（地名）にて

ヲロシヤ[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]
海ハ[illegible]して[illegible]の[illegible]
[illegible]し[illegible]を[illegible]
ヲロシヤ国ハカラフの[illegible]ヲロシヤ[illegible]の[illegible]
地[illegible]「[illegible]オーステレイ
キ[illegible]ハ[illegible]オーステレイ国[illegible]
[illegible]の[illegible]青[illegible]ヲロシヤ
国[illegible]カラフ[illegible]（城名）ベストルハ
セイ（名）シンドヘートルビエルグの（ヲロシヤ）[illegible]
「[illegible]ヲロシヤ国[illegible]

亜墨利加の来翰中ニハ「第一千八百四十三年当天保十四年ウエー
子ンキホルスランド政府の大統領を勤めしバレイスニスラ
府ニ於て和蘭ニ対し独立の事を専ら談判ニ往き当極
ル「第一千八百四年当文化元年ハレイスト集会ありて、
めの仏朗西ハノロヒヤトルてフランス、エキリス国サルテイ
国オーステレイキ国普魯西並フロイス国も済ぬて
集会せし事件三百余条を定めて鉄筆の
書止に第一千八百十五年当文化十二年ニ於て総ニ調印をなし
を集めたる儀デキリム各地の書を納して地ニ於て
調印同盟の総数ノロヒヤゲネラール各地ハツレイツ
各人集会して相談ありて是を書止むるは「不残
故バレイスコンテンス政府ニ於て諸方ニ於て御取定
以て集会の事件ハ此ニ至り候事ニ付候得共千八百十五年
同当文化年二和蘭の書籍ニ於て記し候へは「宮中
フラフラン書籍ニ於て止め候ハ同盟の海軍一同
去年ベトロハラロウスキ地名を以て切捨候事
夜の外国船を乱して千八百五十年并
三月当嘉永三年調印を以て古来の禁を解きて
事の往復を開て古来の法令を破却致候○亜墨
利加洲「カリフオルニー地名よりの書翰并今般
渡来の同様の事ニ付候ニ付千八百五十年去
年カリフオルニー地ニ於て官府の出来候一事あり

鑛の年々増加せしは「メキシコ」地の産額ハ大抵之ニ帰せ
し総て大業ノ勝最も盛なるは「コスタリカ」地にして
許多の金銀坑銅坑金坑を発掘し右金坑
ニ用ゐる水ハ也も不の鑛焼舟に浮べて運ひ銅坑ハ
至極繁盛なりし院に至り其鑛を遠く東京
等に　○海軍　「墨国」の兵船ハ蒸気船東京
座海に繋ぎある蒸気船海軍挺の船ハ左ニ其船名
記録　船将　船長の名　バルラコウタ　蒸気　六挺
フコルテスキエー　ヒウトルス　同十六挺　バーラエウリエス　同
十四挺　ルコニキンプエロマントル　同　オカルラカレ　ヘルキエレ
ス　同　ホルテワト　同十七挺　フウセイトレント　同　エルレ
スマストルナシキレ　同　ホレスナハルト　ヒキエー　同二十六挺
ミルニエルツン　ラセホルセ　同十四挺　ヒエルナルト　セイヒル
レ　同四十挺　小総督　エルリホウト　宰ヒセストヒ　同四十挺
総督補　セグモウル　副将　宰ルリレ　レヤイルヒ　篠原応
四十挺　船将　テイツエー　ヒルカニー　同四十挺　総
督補　チテーツシトムヤース　スレルトボルレカル　二十挺　小
総督　ロリス　ミクルエオル　イスハニヤ　以下略